

# 日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の改正について

## I 改正の背景

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により株式交付の制度が創設され、株式交付に際しての株式等の交付を総務大臣の認可の対象とする等の改正を内容とする日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法の一部改正（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号））が施行されるのに伴い、当該総務大臣の認可に係る手続等を定めるなど所要の改正を行うものである。

## II 改正の概要

### （1）日本郵政株式会社法施行規則

改正案	改正内容
第4条(株式交換又は株式交付に際して株式等を交付することの認可の申請)	・株式交換制度に係る手続きを規定する第4条に、株式交付制度に係る規定を追加。 ・株式交換に係る申請手続きについて添付書類から株式交換子会社の定款を削除。

### （2）日本郵便株式会社法施行規則

改正案	改正内容
第8条の2(株式交換又は株式交付に際して株式等を交付することの認可の申請)	・株式交換制度及び株式交付制度に係る規定を新設。

### （3）其他省令の一部改正

所要の改正を行う。

## III 改正の考え方

- （1）株式交付制度に係る認可申請の際には、株式交換制度に係る認可申請時と同等の書類を求めるよう規定を整備する。
- （2）株式交換子会社又は株式交付子会社の定款は、会社法第31条において書面請求が認められるのは当該子会社の株主及び債権者と規定されており、日本郵政株式会社は総務大臣への認可申請を行う際に必ずしも提出可能な書類ではないことを踏まえ、添付書類から除く。
- （3）日本郵便株式会社の株式については、日本郵政株式会社法第6条に基づき、日本郵政株式会社が、常時、「発行済株式の総数を保有」することが義務付けられているため、日本郵便株式会社による株式交換制度の利用が見込まれず、株式交換に係る手続きは規定していなかった。しかし、株式の交付先が日本郵政株式会社のみとなる場合には株

式交換制度又は株式交付制度の利用も想定しうることから、株式交付制度の創設にあわせ新たに手続き規定を整備する。

- (4) 日本郵便株式会社法施行規則への規定の追加にあたっては、日本郵政株式会社法施行規則の規定を踏襲する。ただし、日本郵便株式会社は監査役会設置会社であるため、株式交換又は株式交付に関する執行役の決定を証する書類は求めないこととする。

#### IV 施行期日

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）と同日（令和3年3月1日）